平成22年1月20日危機管理室防災課

災害に関する各種協定の締結指針の策定について

自治体間、各種団体等との協定締結の促進および平常時からの連携強化、災害時における支援体制の迅速性確保等を図るため、災害に関する各種協定の締結指針を策定したので、以下のとおり報告する。

1 災害に関する各種協定の締結指針 別紙のとおり

2 指針の主な内容

(1) 自治体間協定の再編成及び選定基準

自治体間協定は、自治体の規模、地域等を踏まえ、きめ細かく内容を定める必要があるため、現行の「災害時における相互応援(支援)に関する協定」を改め、以下の3種類の協定に再編成する。

また、これに伴い地域防災計画の関係箇所を修正する。

- ① 災害時総合応援協定(総合協定)
 - ・原則として人口5万人以上であること
 - ・危機管理対応の専管組織を有すること
 - ・関越自動車道など、練馬区への交通アクセスが確保できること
 - ・首都直下地震時に練馬区と同時被災する可能性が低いこと
- ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定)
 - ・上記の災害時総合応援協定選定基準を満たさないが、これまで練馬区 との交流実績等を十分に有する自治体
- ③ 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)
 - ・練馬区に隣接する自治体
- (2) 各種団体等との協定

今後、必要とされる各種団体等との間で、計画的に協定締結を促進する。 また、協定を締結した各種団体等との連携強化の取り組みを推進する。

3 新たな協定締結候補

- (1) 自治体間協定
 - ① 災害時総合応援協定(総合協定)
 - ・新潟県長岡市 ・福島県いわき市 ・新潟県柏崎市
 - ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定)
 - · 群馬県甘楽郡下仁田町
 - ③ 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)
 - 和光市
- (2) 各種団体等との協定
 - 東京三育小学校(関町南二丁目)避難所の確保等を目的
 - ・区内都立高校(練馬・光丘・練馬工業高校以外は協定締結済み) 避難所の確保等を目的
 - ・東京新宿青果株式会社(べじふるセンター練馬) 応援物資の集積拠点等を目的

4 その他

災害に関する各種協定の締結指針は、現行の協定締結自治体および各種団体 等についても適用する。

災害に関する各種協定の締結指針

1 目 的

区の防災体制の強化を図るため、災害に関する各種協定の締結指針として、自治体間、各種団体等との協定締結の促進および平常時からの連携強化、災害時における支援体制の迅速性確保等に係わる事項について定める。

2 自治体間協定について

(1) 自治体間協定の再編成

自治体間協定は、自治体の規模、地域等を踏まえ、きめ細かく内容を定める必要があるため、現行の「災害時における相互応援(支援)に関する協定」を改め、以下の3種類の協定に再編成する。

また、これに伴い地域防災計画の関係箇所を修正する。

- ① 災害時総合応援協定(総合協定)
- ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定)
- ③ 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)

(2) 協定の内容

- ① 災害時総合応援協定(総合協定) 職員の派遣を含む総合的な応援協定
- ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定) 生鮮食料品等の応急物資の援助に絞った協定
- ③ 災害時隣接自治体相互応援協定(隣接協定) 災害時における連携を強化するために、応援職員の派遣や避難者の相互受 入れ等の協定

(3) 自治体の選定基準

- ① 災害時総合応援協定(総合協定)
 - ・原則として人口5万人以上であること
 - ・危機管理対応の専管組織を有すること
 - ・関越自動車道など、練馬区への交通アクセスが確保できること
 - ・首都直下地震時に練馬区と同時被災する可能性が低いこと
- ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定)
 - ・上記の災害時総合応援協定選定基準を満たさないが、これまで練馬区と の交流実績等を十分に有する自治体
- ③ 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)
 - ・練馬区に隣接する自治体

(4) 協定締結の促進等

今後、上記の選定基準に基づき、適正な自治体との間で、計画的な協定締結 を促進する。また、協定を締結した自治体については、下記のとおり連携強化 の取り組みを推進する。

- ① 災害時総合応援協定(総合協定)
 - ・危機管理関係職員による定期的な情報交換の実施
 - ・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等)
 - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や、各自治体が実施する防災訓練等への職員派遣や協力
- ② 災害時物資等支援協定(物資等支援協定)
 - ・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等)
- ③ 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)
 - ・危機管理関係職員による定期的な情報交換の実施
 - ・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等)
 - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や、各自治体が実施する防災訓練等への職員派遣や協力

3 各種団体等との協定について

今後、必要とされる各種団体等との間で、計画的な協定締結を促進する。また、協定を締結した各種団体等については、下記のとおり、連携強化の取り組みを推進する。

- ・定期的な情報交換の実施
- ・協定に基づくマニュアルの策定
- ・各種団体等との合同防災訓練等の実施

4 区の関係部課との連携について

各部課が個別に実施している日常的な自治体間交流について、区全体での情報共有を図るため、定期的(原則として年1回程度)に情報収集・提供を実施する。

5 指針の適用について

災害に関する各種協定の締結指針は、現行の協定締結自治体および各種団体等についても適用する。